

○ 経済産業省
環境省 告示 第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第六項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第三種監視化学物質として指定したので、同条第十項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成十八年七月十四日

経済産業大臣 二階 俊博

環境大臣 小池百合子

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第6項の規定に基づき、第三種監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
1	硝酸カドミウム	(1) - 201
2	ジメチルジスルファン	(2) - 477 (2) - 478 (2) - 2421
3	2 - s e c - ブチルフェノール	(3) - 503
4	2 - t e r t - ブチル - 5 - メチルフェノール	(3) - 521

5	4-クロロフェノール	(3) - 895
6	2, 4, 5-トリクロロフェノール	(3) - 931
7	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル) = ペルオキシド	(3) - 1086
8	シクロヘキセン	(3) - 2234
9	1, 4-ジメチル-2-(1-フェニルエチル)ベンゼン	(4) - 38 (4) - 244
10	2, 2', 6, 6'-テトラブロモ-4, 4'-(プロパン-2, 2-ジイル)ジフェノール	(4) - 205